

令和元年第4回美郷町議会定例会

議事日程（第2号）

令和元年6月13日（木曜日）午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（15名）

1番	深 沢 義 一 君	3番	鈴 木 正 洋 君
4番	内 田 清 文 君	5番	泉 美和子 君
6番	森 元 淑 雄 君	7番	高 山 茂 雄 君
8番	細 井 邦 男 君	9番	熊 谷 良 夫 君
10番	伊 藤 福 章 君	11番	鈴 木 良 勝 君
12番	村 田 薫 君	13番	藤 原 政 春 君
14番	深 澤 均 君	15番	熊 谷 隆 一 君
16番	澁 谷 俊 二 君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	松 田 知 己 君	副 町 長	佐々木 敬 治 君
総 務 課 長	本 間 和 彦 君	企 画 財 政 課 長	高 橋 穰 君
税 務 課 長	藤 田 信 晴 君	住 民 生 活 課 長	高 橋 久 也 君
福 祉 保 健 課 長	齊 藤 敦 子 君	農 政 課 長	高 橋 勉 君
商 工 観 光 交 流 課 長	黒 田 逸 人 君	建 設 課 長	木 村 英 彰 君
会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	小 田 長 光 仁 君	農 業 委 員 会 長	高 橋 正 尚 君
農 業 委 員 会 長 農 事 務 局 長	奥 山 智 佳 等 君	教 育 課 長	福 田 世 喜 君
教 育 次 長 兼 教 育 推 進 課 長	木 村 光 紀 君	教 育 総 務 課 長	煙 山 光 成 君
生 涯 学 習 課 長	皆 川 信 之 君	代 表 監 査 委 員	深 澤 克 太 郎 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	鈴 木 忠	庶 務 班 長 兼 議 事 班 長	高 橋 幸 子
主 査	高 橋 洋 子		

---

◎開議の宣告

○議長（澁谷俊二君） おはようございます。

定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、会議を再開いたします。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に差し上げております日程表により行います。

(午前10時00分)

---

◎一般質問

○議長（澁谷俊二君） 日程第1、一般質問を行います。

今定例会での一般質問の通告者は4名であります。

一般質問の順序は、通告の順に許可いたします。

質問者は、一般質問席に登壇して発言をしてください。

---

◇村 田 薫 君

○議長（澁谷俊二君） 最初に、12番、村田 薫君の一般質問を許可いたします。村田 薫君、登壇願います。

(12番 村田 薫君 登壇)

○12番（村田 薫君） おはようございます。通告に従いまして一般質問をします。

質問事項の1つ目、「まちなかエリア活性化構想とは」についてです。

内容は、現在シャッター街となっており、町なかに人の気配の全くなくなってしまった旧六郷町の商店街とその周辺に、もう一度にぎわいを取り戻し、活性化を図ろうと動き出したことについては、私たち町民の興味をそそるところであり、今後の進展についてお伺いいたします。

1つ目、この構想には商店街の店主のかなりの自覚が必要と思われませんが、実行に当たり、どのような方々が中心メンバーとなっているのか。また、今後の事業展開について伺います。

2つ目として、4月21日、旧湯川洋品店空き店舗にて行われました夜桜ジャズのイベント、この場所は今後どういうところを目指して活用されていくのでしょうか。

3つ目としまして、まちなかエリア活性化の事業費と財源についての3点についてお伺いいたします。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） おはようございます。

ただいまのご質問にお答えいたします。

町では、美郷町全体の認知度向上や魅力向上、そしてにぎわい創出による活力向上を目指すため、その核となるエリアとして六郷地区商店街及びその周辺地域を「まちなかエリア」と定義し、平成29年度に「まちなかエリア活性化構想」及び「実施計画」を策定するとともに平成30年度に具体的展開を期す「まちなかエリア活性化実行委員会」を設置しております。構想及び実施計画は「商店街及び個店の魅力向上・商店街への新たな機能の付加・商店街のファシリティの充実」を取り組みの柱とし、各般の取り組みを推進することでまちなかエリアの活性化を目指しております。

さて、ご質問の1つ目、この取り組みの中心メンバーと今後の事業展開についてですが、まちなかエリア活性化実行委員会のメンバーは、その委員として六郷地区の店舗や会社の代表の方12名、その他1名の計13名に委嘱しております。また、オブザーバーとして美郷町商工会や町内金融機関の3社にもご参加いただいております。メンバー構成は、まさに議員ご指摘のとおり当事者意識をお持ちの方々をお願いしているところです。

また、事業展開については、これまで商店街及び個店の魅力向上としてイベント情報等の商店街共有や学校との連携による商店街食べ歩き、歳末大売出しと福引大会の実施や美郷雪華を商店街に飾る美郷雪華いっぱい運動などを展開してきております。

商店街への新たな機能の付加としては、空き店舗の物件発掘やその活用推進、空き地や空き家での起業の推進などを展開してきております。

商店街のファシリティの充実については、歩行者休憩用のいすの設置や金融機関等駐車場の商店街駐車場への提供などを実施してきているところです。

実行委員会では、今後もそうしたアイデアにあふれた取り組みを検討、実践に頑張りたいと思いますし、町としても頑張りたいと考えております。

続きまして、ご質問の2つ目、旧湯川洋品店の利活用です。

昨年度、県事業の起業者を呼び込める商店街づくり支援事業によってリノベーションによるまちづくりの専門家が派遣され、企画立案から実施段階までご支援をいただいております。今年度からは商店街の方々の主体的な取り組みを見守ることとなりますが、計画では旧湯川洋品店をオフィスや飲食店等として利用可能な複合施設にリノベーションする予定とのことです。議員ご説

明の夜桜ジャズについては、そうした形に円滑につなげていくため、自然体のイベントを通じた施設のPRとして実施されたものと承知しております。

なお、町としましては、このプロジェクトが具体的に展開されていく際、まちなかエリア活性化促進事業補助金制度を通して改修費等について支援してまいりたいと存じます。

続きまして、ご質問の3つ目、事業費と財源ですが、現在までの財源は全て一般財源で対応してきております。事業については、平成29年度はまちなかエリア活性化構想の策定等に20万2,000円を支出しているほか、平成30年度は新規開業への補助金も含め282万1,000円を支出しております。また、令和元年度については、新規開業への補助金を含み予算額250万7,000円を計上しており、3カ年合計で553万円の事業費となっております。以上です。

○議長（澁谷俊二君） 再質問ありますか。（「ありません」の声あり）

次の質問に移ります。

○12番（村田 薫君） 質問事項の2つ目です。「どうなる公共施設」という題目です。

3月に説明を受けました美郷町公共施設等最適化実施計画案は公共施設を管理する財源が厳しくなり、今後、数や経費を適切に管理していくということでした。長年親しんできました公共施設がなくなったり、また使用用途が変わったりすることは、住民にとりましてある程度のストレスになったり不便さを強いることになると思っております。

そこで、幾つかの不明点について伺います。

1つ目といたしまして、4月に3地区で行った説明会ではどのような意見が住民の方々が出ましたかということです。

2つ目として、新たに整備される集合施設は今イメージしている段階でどのような機能を持たせるのか。

また、3つ目といたしまして、各地域に町所有の会館・児童館が約20施設、ちょうど20施設ありますが、これらを譲渡する際に何を、手を加えないで譲渡するのか、または施設ごとに地域から出た要望などに基づいて手を加えてから譲渡するのか、とりあえず譲ってしまってから必要なところを直すための助成をするのかなどについてお伺いいたします。それと同時に建物に付随する、建っている土地ということですけど、その取り扱いはどうなるものかということについてお伺いをいたします。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

町公共施設の最適化については、議員ご承知のとおり5月10日に美郷町公共施設等最適化実施計画を策定しておりますが、その策定に当たっては町民各位から広くご意見をいただき、計画に反映させていくため4月17日から19日までの3日間、北ふれあい館、中央ふれあい館及び南ふれあい館で説明会を開催しております。

説明会におけるご意見などについてですが、集落会館として使用している集会施設の取り扱いに関するご質問が多く寄せられました。具体的には、集会施設を行政区へ無償譲渡する際の施設改修に関することや町が負担している集会施設の経費等に関する事などでした。そのため、集会施設の無償譲渡を予定している行政区には、後日改めて説明の機会を設ける旨、その場で回答しております。さらに、行政協力員全員に対して計画案を送付し、4月23日から5月7日にかけて意見募集を行っておりますが、ご意見はありませんでした。

次に、老朽化に伴い解体する中央行政センターの跡地に整備予定の施設についてですが、中央ふれあい館の集会機能を受けとめる施設としておりますので、現在と同様一定程度の大きなホールを有するとともに少人数の会合も受けとめる複数の会議室が必要ではないかとイメージしております。それ以上の踏み込んだ内容や機能につきましては、人口減少や高齢化など社会環境の変化を踏まえるとともに利用実態を踏まえた検討が必要であり、今後の具体検討を通じて明らかにしていくべきと存じますので、ご理解をお願いいたします。

次に、町所有の会館・児童館の無償譲渡についてですが、ご質問のとおり町所有の会館・児童館は全部で20施設あります。建築年数は差異があり、大島会館以外は木造の建築となっております。

行政区への無償譲渡が決まった場合の対応ですが、行政区へ引き渡しする前に耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修を行うことを想定しております。ただし、あくまで安全を考慮した耐震改修のみで、要望に基づくリニューアルなどは現在のところ考えておりませんので、ご理解をお願いいたします。また、譲渡後に行政区の意向で改修が必要になった場合ですが、町が行っている会館等の改修に対する補助事業を利用させていただくことになります。

また、建物に係る固定資産税については行政区からの申請により減免を検討いたしますし、建物に付随する土地についても個人所有地の場合、建物と同様申請により減免を検討いたしますので、あわせてご理解をお願いいたします。

いずれ、今後対象の行政区に直接説明に伺うこととしており、無償譲渡の調整に当たっては引き受け先である行政区の方々とよく話し合いを行ってまいります。以上です。

○議長（澁谷俊二君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）12番、村田 薫君の再質問を許可

いたします。

○12番（村田 薫君） 建物について、土地の取り扱いは大体今説明していただきましたけど、会館によりましては大きな駐車スペースや、また小さな児童公園的な機能を持った場所もありまして、これらの土地についてはどのような扱いをされるのでしょうか。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問にお答えいたします。

土地の所有状況かどうということかを踏まえてからの検討になりますが、大体のケースにおいて公園用地は公共用地ですので、課税はしておりません。当然ですが、公共用地ですので。駐車スペースが必要か否かについては、各行政区のご判断になりますので、そこを改めて町が整備するということは現在考えておりません。以上です。

○議長（澁谷俊二君） 再々質問ありますか。（「ありません」の声あり）

それでは、次の質問に移ります。

○12番（村田 薫君） 質問事項の3つ目に入ります。内容は、佐藤家の蔵と坂本東嶽邸の活用についてお伺いします。

町では両方の建物ともに平成28年度から3年ないしは3年半を費やしまして建物の改修及び耐震移転などの工事をしてきました。かなりの長期間かかっている理由についてご説明を願いたいと思っています。

次に、この工事に単独町事業費や国の交付金が、坂本邸の分として約1億600万円、佐藤家分として1億5,200万円というかなりの高額な事業費がかかったと思っております。この高額な事業費が発生した理由について伺います。

最後の3つ目になりますけど、両方の建物の完成後の活用計画についてお考えをお伺いいたします。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。教育長、登壇願います。

（教育長 福田世喜君 登壇）

○教育長（福田世喜君） ただいまのご質問にお答えいたします。

1点目の工事期間についてでありますけど、坂本東嶽邸は約2年4カ月、佐藤家の蔵は約2年8カ月となっております。その事情については、工事施工上の理由と予算的理由の2つがあります。

坂本東嶽邸の工事施工上の理由としては、離れ座敷、蔵ともに基礎柱等の腐食等により建物に傾きが生じており、離れ座敷の基礎改修は建物全体を上げて工事をする方法を採用し、床下の掘

削作業等を人力によって行ったため、基礎工事で約4カ月を要しております。また、蔵の基礎改修は曳き家工法を採用し、蔵全体を移動させて行わざるを得ず、基礎工事で約5カ月を要しました。そして、その後の耐震補強や内部補修が済んでから、しっくい補修の養生や仕上げ塗り等に取り組む必要があったことが長期になった主な理由であります。

また、佐藤家の蔵については、蔵の解体に3カ月を要したほか、解体した土壁を再利用し、復元施工しております。例えば、土壁づくりは最初に粗壁をつくり乾燥させ、さらにその上に何回かに分けて塗り乾燥の工程を繰り返しています。また、しっくいも同様に2回以上塗り重ねております。このように乾燥等の養生に多くの時間がかかったことなどが主な理由であります。

予算的理由としては、国の農山漁村振興交付金の活用において、単年度ごとの事業に対する交付金交付決定という仕組み上、年度初めから直ちに事業着手することができず、交付決定をまつての着手となった結果、工事期間に空白が生じております。

2点目の事業費についてであります。2施設合わせて2億5,800万円ほどであります。その理由は、1点目でもご説明申し上げたとおり基礎改修や耐震補強、蔵の解体・移築、土壁の復元やしっくい施工など高度かつ緻密で特別な技術を必要とする作業が多かったことなどに起因しております。

なお、事業費の内訳についてであります。国の交付金が約7,100万円、合併特例債が約1億7,500万円、一般財源が1,200万円となっております。財政面では有利な財源構成であります。

3点目の活用計画についてであります。坂本東嶽邸の蔵につきましては、内蔵の特徴である漆塗りの柱の多い構造やはりの太さなどを見学していただくとともに坂本家ゆかりの品々な展示し、坂本家の歴史や東嶽翁の功績などを広く知ってもらうようにいたします。また、離れ座敷については、庭園を眺めながらのお茶会や句会、昔語りの会などの交流に供していきたいほか、地元野菜や山菜などを使った食事会などでの活用を想定しております。さらに、千屋断層学習館については、陸羽地震の理解と断層や防災についての学習の場として町内の小中学生なども含め広く学習の場として活用してまいります。

佐藤家蔵につきましては、9月1日のオープンに向けて準備を進めているところですが、漆塗りの柱の多いはりを多く施した建築物としての価値や飛行家佐藤 章の功績などを広く知ってもらうようにいたします。また、美郷町宿泊交流館ワクアスの宿泊者や地域の方々の打ち合わせ会や交流会で活用していただきたいほか、わら細工づくりなどのものづくり体験の場や文化的会合などの場としての活用も想定しております。

いずれ両施設とも歴史的・文化的価値を有しておりますので、既存の観光施設などと結びつけ

ながらPRしていき、美郷町の魅力アップにつなげていくことを目指してまいります。

以上であります。

○議長（澁谷俊二君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）12番、村田 薫君の再質問を許可いたします。

○12番（村田 薫君） 今ご説明ありがとうございます。両方の建物ともかなり長期間にわたってまして改修や補強などの工事をたくさんされていると思うんですけど、今後これから先、国とか県から文化財的な指定を受けたいと思ったときに、こういうふうに手のかかったものに対して対象になるものかどうかをお伺いいたします。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。教育長、自席でお願いします。

○教育長（福田世喜君） ただいまのご質問にお答えいたします。

坂本東嶽邸につきましては、平成4年に旧千畑町教育委員会のときに町指定文化財、文化財というのは有形文化財、無形文化財、民俗文化財及び町指定の史跡、名勝、天然記念物というようなものがありますが、旧千畑町の中には町指定の史跡ということで文化財指定をしております。その史跡ということは屋敷全体ということですので、庭とか母屋、蔵、離れ座敷を含めて史跡として指定されているという現状であります。

一方の佐藤家蔵は、これまでは文化財指定にはなっていないものであります。今後県、国に対して、その文化財指定を求めていくかどうかということについては、それにふさわしいものであるかということ、いま一度教育委員会のほうで今後調査研究をしていく中でそれら可能性も探っていきたいというふうに思います。また、佐藤家蔵については、町指定文化財にするかどうかということが調査研究の課題というふうに考えておりますが、まずその辺の見通しはまだはっきり言えませんけれども、そういう調査研究に取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（澁谷俊二君） 再々質問ありますか。（「ありません」の声あり）

これで、12番村田 薫君の一般質問を終わります。

---

#### ◇内 田 清 文 君

○議長（澁谷俊二君） 次に、4番、内田清文君の一般質問を許可いたします。内田清文君、登壇願います。

（4番 内田清文君 登壇）

○4番（内田清文君） おはようございます。通告に基づき一般質問を行います。

初めに、美郷町における女性職員の採用について伺います。先日のニュースで国家公務員の女性採用率が35.4%となり、過去最高を更新したというニュースがありました。幹部候補となる総合職における女性の割合も過去最高となったようです。このような中、美郷町では女性の採用についてどのように考えているのか。採用の現状と女性採用率について、向上させる予定なのか否かも含めた今後の見通しをお聞かせください。

また、女性の管理職の割合が全職員の男女比における割合と比較して低くなっています。人材育成や職場環境の整備を通じて無理なく女性の比率を上げていき、女性ならではのアイデアも取り入れた多様な町にしていくことができれば、これまで以上にさまざまな展開が可能となるでしょう。美郷町はラベンダーの町としても知られています。男性のイメージカラーを青、女性のイメージカラーを赤とすると、これらを同量混ぜることによって鮮やかな紫色、ラベンダー色が浮かび上がると思います。ラベンダーがあるからラベンダーの町というだけでなく、組織的にもラベンダーの町になればよいと思っています。

タイとの交流を初め、いろいろな面で美郷町とかかわりの深い北都銀行は平成26年度に女性が輝く先進企業表彰で最高賞である内閣総理大臣表彰を受けています。このような身近にある先進的な企業に学び、美郷町のさらなる発展を期待したいと思いますが、女性活躍による町の発展の可能性について町長の見解を伺います。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まずは、職員採用の状況についてご説明いたします。

職員採用に当たっては性別を問わず教養試験、専門試験及び面接試験等の成績により選抜しております。過去10年間の新規採用職員については、総数49人のうち男性24人、女性25人となっており、女性の占める割合は51%という結果となっております。このことから、当町の職員採用における女性職員採用率は高い状況にあると認識しております。今後も地方公務員法の平等取り扱いの原則や競争試験の結果による選抜という方針のもと、適切に職員採用を実施してまいりたいと考えております。

次に、女性管理職の割合についてですが、本年4月1日現在における当町の管理職職員は総数21人のうち、男性17人、女性4人で女性割合は19%となっております。この数値は昨年度に内閣府が調査した全国町村の平均値13.5%を大きく上回っているほか、県内町村においてはトップ、また県内市町村でも6番目の数値となっておりますので、女性管理職の比率は相対的には高い位

置づけにありますことにご理解をお願いいたします。

なお、当町では平成27年9月に施行した女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき、平成28年3月、美郷町女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画を策定しております。

その計画では、1つ目として採用に係る課題への対応、2つ目としては配置・育成・教育訓練及び評価・登用に係る課題への対応、3つ目として継続就業及び仕事と家庭の両立に係る課題への対応について、それぞれ目標と取り組み内容を定めております。その中で女性管理職の割合目標を令和3年度までに20%以上にする目標としておりますが、現時点において、ほぼ達成しているところです。

いずれ、男性・女性にかかわらず管理職に登用していくためには、その職にふさわしい能力が必要で、そのためにもこれまで各段階における各般の研修の受講を推進してきておりますが、今後もそうした観点で職員育成に努めるとともに、その結果、管理職を初めとする全職員が男性・女性ともに活躍し、美郷町がさらに発展していくように引き続き努めてまいりたいと存じますので、ご理解をお願いいたします。以上です。

○議長（澁谷俊二君） 再質問ありますか。（「ありません」の声あり）

次の質問に移ります。

○4番（内田清文君） 次に、職員の配置について伺います。

日本においては、人口減少と少子高齢化が進んでいます。人口統計は統計の中でも精度が高いとのことですので、今後もほぼ確実に進んでいくと思われまます。第3次美郷町職員定員適正化計画では、目標職員数を平成29年度から令和3年度の5年間で5人減となっております。これまで第1次美郷町職員定員適正化計画では年間10人ペース、第2次では5人ペースで削減してきた計画を年間1人ペースにした理由をお聞かせください。

また、第3次美郷町職員定員適正化計画の現状分析では、35歳以下の職員が少なくなっており、ここ少し省略いたしますが、将来の行政運営に弊害が生じるおそれがあるため計画的に職員の採用を行っていく必要がありますと記載されていますが、一方で定員適正化目標の中の計画策定の考え方の中に「再任用制度を退職予定者が全員利用することを前提とし」とあります。つまり新規採用職員と再任用職員どちらもふやしながら目標職員数を減少させるということでしょうか。この点についても伺います。

次に、美郷町職員定員適正化計画では示されていない部門ごとの増減について伺います。

人口減少とともに福祉の需要増加などといった住民のニーズは上ると思われまます。このほか、観光を盛り上げていきたいなど町長の思い、政策的なものもあるかと思ひます。これらを踏まえ

た上で今後の職員の配置はどのように変化させていくつもりでしょうか。どの部門に重点を置き、職員を増減させていくつもりなのか、その内容について町長の見解を伺います。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

町の職員定員適正化計画については、計画期間を第1次は平成17年度から、第2次は平成23年度から、第3次は平成29年度からとしており、現在は第3次計画の3年目となっております。合併直後の第1次計画では、組織体制を身の丈に合ったものとするのが喫緊の課題として合併時の職員数310人に対し、類似団体の数値等を参考に平成26年度当初の目標職員数を221人と設定し、ほぼ目標を達成しております。第2次計画では、第1次計画の目標方針を継続するとともに国からの行革推進のための指針及び県からの事務権限の移譲等を考慮した目標として、これらも目標を達成してきております。第3次計画では、第2次美郷町総合計画と連動させ、人口減少の進展や社会情勢の変化による事務事業の多様化などを踏まえ、必要な職員数を確保しつつ引き続き定員の適正化に取り組んでいるところです。

また、第3次計画における新規採用職員と再任用職員に関する記載についてですが、計画策定において前提条件として退職予定者の全員が再任用制度を利用するとしておりますが、これは議員もご承知と存じますが、平成25年度以降、公的年金の報酬比例部分の支給開始年齢が段階的に60歳から65歳に引き上げられることに伴い、無収入期間が発生しないよう地方公務員の雇用と年金の接続を図るために制度が設けられ、定年退職する職員が公的年金の支給開始年齢に達するまでの間、再任用を希望する職員については、勤務成績がよくない場合などの事由に該当しない限り、原則再任用しなければならない制度となっているため、そうした前提条件にした次第ですので、ご理解をお願いいたします。

なお、再任用職員数は一時的に増加することが見込まれておりますが、令和3年度以降は再任用期間終了などにより再任用職員数が減少していきますので、そうした見通しと実際の再任用希望状況を踏まえながら新規採用職員について、年間1人という基本方針のもとで計画性をもって一定程度採用していくという考え方ですので、ご理解をお願いいたします。

最後に、各部門の職員配置についてですが、基本的に議員ご指摘の政策的な内容、国及び県からの事務事業の増減など各年度の業務見込みによって調整を図ってきております。今後も各年度の事業見込みを的確に見通すとともに国及び県の事務事業の変化をきちんと受けとめ、部門ごとの職員配置に対して柔軟かつ適正に対応してまいりたいと考えております。

したがって、人事配置については固定的な方針を持たずに臨みたい認識ですので、ご理解をお願いいたします。以上です。

○議長（澁谷俊二君） 再質問ありますか。（「ありません」の声あり）

これで、4番内田清文君の一般質問を終わります。

---

#### ◇泉 美和子 君

○議長（澁谷俊二君） 次に、5番、泉 美和子君の一般質問を許可いたします。泉 美和子君、登壇願います。

（5番 泉 美和子君 登壇）

○5番（泉 美和子君） 通告に基づき一般質問いたします。

初めに、幼児教育・保育の無償化について伺います。

幼児教育・保育を一部無償化する改定子ども・子育て支援法が成立し、10月から実施されます。安倍首相は無償化を子育て世代の負担軽減としていますが、その財源は逆進性がある消費税です。保育料は既に所得に応じ、傾斜配分がされているため低所得層では増税による負担が無償化の配分を上回り、負担軽減どころか負担増です。保護者が求めているのは全ての子供に安心安全な保育をとということです。無償化だけでなく子供にとって最も大切な質の向上のための施策と消費税に頼らない財政措置が必要です。改定子ども・子育て支援法は無償化の財源を消費税率の引き上げに求めていることや低所得者には恩恵が少ないこと、国の基準を満たさない認可外施設も5年間は給付対象のため保育の質が置き去りにされかねないなど、さまざまな批判が出されているものですが、町長はどのように認識されているのかお聞かせください。

無償化と言いながら完全な無償化ではありません。給食費などの実費負担が残ります。食材料費の実費化によって一部のケースでは無償化前と比較して負担がふえる可能性もあります。食事は子供の発育発達に欠かせないものです。給食の提供は保育の一環として行われるものであり、保育料の一部として公費で負担すべきです。ぜひ町として独自の助成をするよう求めるものですが、いかがお考えですか。

無償化によって、これまで町が独自に行ってきた軽減措置分などの負担が浮くことになると思いますが、その分の予算を引き続き施策の拡充に充てるべきものと思います。無償化によって生み出される財源はどれくらいと試算されていますか。これらの財源の活用でゼロ歳から2歳児の保育料の減免の拡充、保育環境の改善、保育士の処遇改善などを図るよう求めるものですが、町

長の見解をお伺いいたします。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

このたびの制度改正については、無償化よりも待機児童の解消が先ではないか、無償化によってさらに待機児童がふえるのではないかなどといった多様なご意見がインターネット上で情報発信されております。一方、幼児教育・保育無償化に対して半数以上が賛成しているアンケート調査結果などもあり、無償化に対するよい評価もあるところです。

また、本町のこども園では無償化に関して保護者の方からの問い合わせや相談はなく、反対のご意見も特にいただけていない状況ですので、一部にご不満やご不安はあるものの全体としては肯定的に受けとめられているものと私は認識しております。

次に、給食費の助成についてですが、本町ではこれまでも1号認定及び2号認定の子供の給食費について、措置費に含まれない保護者負担分を全額助成してまいりました。その額は年間で800万円を超えております。このたびの無償化により、これまで措置費に含まれていた2号認定の子供の副食費について、新たに保護者負担が発生する制度設計となっておりますが、現在町では今後も全額助成する方向で子育て世代を支援してまいりたいと考えており、その際の必要な予算は年間約500万円増の1,300万円程度になるものと見込んでおります。

最後に、無償化によって生み出される財源についてですが、試算では月額約340万円、年間で4,100万円程度の財源負担が軽減される見込みですが、一方で来年度から導入される会計年度任用職員制度により、あくまで現段階の試算ですが、保育教諭等の人件費の上昇分が負担軽減分と同程度と見込まれているところです。

したがって、このたびの制度改正のみならず全体を見通しますと財源に余裕が生まれる見込みがありませんので、ご提案の対応については考えておりません。ご理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（澁谷俊二君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）5番、泉 美和子君の再質問を許可いたします。

○5番（泉 美和子君） 給食費について、全額今後も助成をしていくというご答弁でしたので、大変よかったと思っております。

無償化について、反対の意見はないということでありました。無償化そのものを私も反対するものではありませんし、最終的には国の責任でこういうものは無償化にしていくべきだ

と思っておりますが、今度のこの改正では消費税をその財源に、増税を財源に求めているところ、このことがやっぱり大きな問題ではないかと思っております。国の制度で決まったことではありますけれども、しかしいろいろな保育の質とか保育士の処遇改善とかいろいろな施策を充実させていくなれば、この制度でいきますと消費税をそのたびに上げないといけないような財源構成というのは、やっぱりおかしいのではないかと思うんです。この点について、もう一度町長のお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

消費税については、ご承知のとおり国会において審議され、法律によって各自治体が履行していく、施行していくという話になりますので、この場において言及する内容ではないと存じますので、答弁を控えます。以上です。

○議長（澁谷俊二君） 再々質問ありますか。（「はい」の声あり）5番、泉 美和子君の再々質問を許可いたします。

○5番（泉 美和子君） 国の制度なのでということでありましたけれども、私はやっぱり町長として、自治体の首長として住民の暮らしを守るという立場からやっぱり少し考えをお聞かせいただきたいなと思っております。消費税に対しては、それぞれ賛成・反対いろいろありますけれども、しかしこの逆進性の強い消費税で無償化をしても、やっぱり低所得者にとっては負担が大きくなる、そういう矛盾といいますか、そういうことがあるやり方だと思います。そのところを、ぜひお聞かせいただければと思います。

○議長（澁谷俊二君） 泉議員、済みません。これ質問のあれにありましたか。通告に。ほとんど消費税関係です。

○5番（泉 美和子君） 中身で消費税のことを述べていたつもりだったのです。まずいいです。わかりました。

○議長（澁谷俊二君） それでは、次の質問、お願いします。

○5番（泉 美和子君） 次に、改正水道法についての見解を伺います。

言うまでもなく、水は私たちの暮らしに欠かせません。水道事業は住民に安全安心、安定的な水を供給することによって憲法の生存権を保障するものです。本来は経済性にかかわらず国と地方自治体の責任で維持しなければならないものだと思います。国は水道事業の将来について、危機的状況だとして深刻な技術者不足、更新時期を迎えた施設の工事や耐震化、人口減少による水の需要低下に伴う収入減少などの課題解決のため広域化・民営化が必要と

してきました。改正水道法は広域化・民営化を推進するものですが、果たしてそれで水道事業の課題解決になるのでしょうか。コンセッション方式は、設備は地方自治体が所有し、事業者としての責任も地方自治体が負担したまま運営権を民間事業者に設定、民間事業者が収益していく方式です。民間事業者の収益の確保増大のために経費削減や利用料金が高騰し、住民のための安くてきれいな水が損なわれるおそれがあります。一たびコンセッションの契約をすれば民間事業者の情報は企業秘密として情報公開されず、地方議会で料金を妥当かも議論することもできなくなります。一般に契約は20年の長期にわたり、途中解約をすれば損害賠償を求められることもあります。実際水道事業が民営化された海外においては、料金の高騰や水質の低下などの問題が多数起きて再び公営化に戻す動きも広がっているとのことです。フランス・パリ市では料金高騰に加えて担当する民間事業者の不透明な経営実態が問題となり、再公営化されました。

このように民営化コンセッションでは営利本位に変質し、経費の削減による水質低下や収益増加のための利用料金高騰のおそれがあり、自治体と住民にとってはメリットが乏しいとされています。

また、広域化については国が広域化の基本方針を定め、これに基づき都道府県が基盤強化計画を定めることができる。関係市町村、水道事業者は協議会を設けることができるとされます。広域化は地域の自然的・社会的条件に応じた計画を立案し、実施するという水道法の理念にそぐわない無理な計画が押しつけられることになるおそれがあるなどが指摘されていますが、この改正水道法についての町長の見解をお伺いいたします。町として広域化や民営化ではなく住民の安心安全の水道事業を維持していくよう求めるものですが、見解をお伺いいたします。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

平成30年12月に公布された改正水道法では人口減少に伴う水需要の減少、水道施設の老朽化など水道が直面する課題に対応するため適切な資産管理の推進、広域連携の推進、官民連携の推進などの措置が講じられたところです。

その具体的な内容ですが、広域連携については水道施設の老朽化や耐震化のおくれ、水道事業者の多くが小規模で経営基盤が脆弱である課題に対応するためスケールメリットを生かして効率的な運営をする目的で広域連携の推進を図り、都道府県が推進役となって協議会を設置できる改

正がなされております。

また、官民連携については、水道事業の認可は市町村に残したまま民間事業者に施設の運営権を設定できるコンセッション方式が可能となりましたが、あくまで水道事業の最終責任者は市町村が担うことになっております。コンセッション方式を採用する場合には町での条例制定のほか、運営権の設定には議会の議決が必要となります。また、水道料金についても事前に条例で定める必要があるため無制限に値上がりすることはありません。

そこで、これら改正への見解についてですが、まず秋田県の見解として、コンセッション方式が市町村の実情に合った運営方式なのか検証する必要があるとしつつも、コンセッション方式ではなく広域連携の可能性を考えてもらうのが県の立場だとしてコンセッション方式については慎重な姿勢を示しております。

コンセッション方式については、町といたしましても県と同様の認識であり、現在の美郷町の事業規模においては住民サービスの向上や業務効率化などのメリットが感じられないため、現時点での導入は考えておりません。

また、広域化については、平成28年11月に県が設置した水道事業の広域連携作業部会において広域連携について検討を行っており、広域連携の課題整理や連携の可能性のある業務についての意見交換を行っている状況です。県においても、今後策定する水道ビジョンに広域連携の方針を盛り込むものと伺っており、それらを踏まえて町の方針を定めていきたいと考えております。

町としては、広域化などのメリットを見きわめつつも、まずは水道事業を将来にわたって安定的に運営できるよう町としての経営基盤強化を図っていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。以上です。

○議長（澁谷俊二君） 再質問ありますか。（「ありません。終わります」の声あり）

これで、5番、泉 美和子君の一般質問を終わります。

ここで、10分間休憩いたします。11時まで。

（午前10時50分）

---

（午前10時59分）

○議長（澁谷俊二君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

---

◇鈴木正洋君

○議長（澁谷俊二君） 次に、3番、鈴木正洋君の一般質問を許可いたします。鈴木正洋君、登壇願います。

（3番 鈴木正洋君 登壇）

○3番（鈴木正洋君） 通告に従いまして一般質問をいたします。

1問目は、再生可能エネルギー導入の方針について伺うものです。

太陽光や太陽熱、風力、水力、地熱、バイオマス等の再生可能エネルギーは温室効果ガスを発生しない低炭素のエネルギー源ということから利用が推奨されています。これから先、美郷町は再生可能エネルギーの導入をどのように進めていくつもりなのか、その方針について伺います。

第2次美郷町総合計画の中には「自然がかがやく―豊かな環境がひろがるまち」という目標が掲げられています。その実現には環境保全の推進、省エネ・リサイクルの推進といった重点施策があり、それに基づいた数々の事業が展開されています。しかし、総合計画の中には再生可能エネルギーに関する言及がほとんどないようです。地球全体の環境を考えなければならない時代には少し物足りないような気がいたします。

再生可能エネルギーの導入は経済的な観点からもメリットがあります。化石燃料は町外から購入するしかありませんが、再生可能エネルギーは町内で生産できます。エネルギーの地産地消に取り組むことは地域外への資金の流出を防ぎ、地域収支を改善させ、地域に雇用をつくり出します。地域経済にとってプラスの影響が見込まれるところから導入を進めていくべきではないでしょうか。美郷町の場合、小水力発電や木質バイオマスなどは実効性が高い再生可能エネルギーではないかと私は考えます。長期的に見て再生可能エネルギーの導入は避けては通れないテーマだと思います。美郷町はどのように導入を進めていくつもりなのか、その方針について伺います。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

再生可能エネルギーにつきましては、町としても活用の必要性を認識しており、そのため宿泊交流館ワクアス整備の際には地中熱を利用したヒートポンプ方式の空調設備を整備するとともに災害時の避難所となる公共施設6カ所には太陽電池パネルを利用した照明灯26基を整備しているところです。両設備とも国の補助事業を利用しておりますが、公共施設の整備に当たり、財政上有利かつランニングコストにすぐれる場合、今後も再生可能エネルギーの活用を意識してまいりたいと存じます。

なお、小水力発電については、既に平成28年度から六郷東根地区において秋田県仙北平野土地

改良区が主体となった発電所が稼働しているとともに町内他地区においても令和3年度の稼働を目指して整備が進んでおり、水資源が一定程度豊かな美郷町においては、今後もその導入の可能性のあるものと存じます。そのため、引き続き導入事例がふえていくよう支援に努めてまいりたいと存じます。

また、木質バイオマスについては、原料の収集・運搬・管理体制の構築が必要であるとともに持続性を担保するのに長期にわたる資源確保の見通しと木質バイオマス利用の経済性を確保する課題があると伺っております。そうした課題を克服した上で取り組みたい事業者がいる場合には町としても何らかの支援策を検討してまいりたいと存じます。

いずれにしても、現在の地球温暖化傾向を鑑みますと、議員ご説明のように再生可能エネルギーの活用は大切なテーマと存じますので、第2次美郷町総合計画に具体的記述がない旨のご指摘は真摯に受けとめ、今後の各般の計画策定においては、さらに検討を深め、できる限り言及することを意識してまいりたいと存じます。以上です。

○議長（澁谷俊二君） 再質問ありますか。（「ありません」の声あり）

それでは、次の質問に移ります。

○3番（鈴木正洋君） 続いて、一般家庭の使用済み食用油の回収についてお伺いたします。この件について、町として事業に取り組む考えはあるのか伺います。

てんぷらや空揚げなどをつくった際に出る使用済みの食用油は処分の際に注意が必要です。油をそのまま流しに捨てると下水パイプの詰まりや悪臭の原因になる上、元と同じ環境に戻すまでは分解に大量の水が必要になると言われています。また、油を凝固剤で固めたり新聞紙に吸わせてごみに出す方法ではごみの量がふえてしまいます。最もよい方法はごみとして扱うのではなく、資源としてリサイクルに回すことです。大仙市や小坂町などでは使用済み食用油の回収事業に取り組んでいます。油をペットボトル等に入れて町内各所にある回収ステーションまで持ってきてもらう方法です。集まった油はバイオディーゼル燃料などにリサイクルされます。

環境保全の推進と省エネ・リサイクルの推進を重点施策とする美郷町でも同様の取り組みを始めるべきではないでしょうか。美郷町には使用済み食用油を回収してバイオディーゼル燃料を精製する業者もありますが、これは飲食店などの業務用に限った話で、一般家庭までは対象としていません。一般家庭から出る使用済み食用油のリサイクルには美郷の大地が取り組むのが最適かと私は考えました。回収した油をバイオディーゼル燃料に変え、町のバスやごみ収集車、作業用重機などの燃料として使えば経済的にもプラスになると思います。

以上、一般家庭から出る使用済み食用油の回収に町として取り組むお考えはあるのかどうか伺

います。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

使用済みの食用油をそのまま川に流すと、大さじ1杯の油15ミリリットルでも魚がすめる状態に戻すためには約4.5トンの水が必要とされています。また、下水道においてもそのまま流下させますと下水管に油が付着し、詰まりや悪臭の原因となることは議員ご指摘のとおりです。

その食用油を自治体が資源ごみとして回収しているのは県内で9つの自治体で事例があり、その一つの大仙市においては、市内に回収ステーションを設け、使用済み食用油の回収を行っておりますが、市内の処理事業者が事業として行っているとのことです。

バイオディーゼル燃料は環境にやさしいエネルギーと言われ、軽油の代替燃料として使用できるものですが、一方でほかの燃料と混合すると軽油取引税の課税対象となること、廃油からの副生成物のグリセリン処理に費用がかかること、車両の燃料フィルターが詰まること、製造機器の排水処理方法が確立されていないことなど環境や省エネにかかる別の課題もあり、回収を行っている県内自治体でも回収後のバイオディーゼル燃料利用は少数で工業用材料としての利用が主とのこと。そのため、取り組みに際してはメリットのみならずデメリットもあわせて検討することが必要となります。

美郷の大地で取り組んではどうかのご提案ですが、こうした課題に対する解決見通しを持たなければ取り組むことができないものと存じますので、町としては現段階において食用油回収に取り組む考えを持っておりません。ご理解をお願いいたします。

なお、町内にも処理事業者がりましたが、現在は処理をやめているとのこと。

以上です。

○議長（澁谷俊二君） 再質問ありますか。（「ありません」の声あり）

それでは、次の質問に移ります。

○3番（鈴木正洋君） 美郷町ラベンダー園の魅力をアップさせるため園内の遊歩道を輝く銀河の道に改修することを提案いたします。

新しい観光振興計画には滞在時間の短い通過型観光から体験型・滞在型観光へのシフトを目指すという方針が掲げられていると私は理解しております。以前、町の観光関係者がJAL社員の方を迎えて行ったワークショップの中で夜のラベンダー園をうまく活用できないかという意見が出されました。大台野広場は星がとてもよく見えるということで、昼にラベンダーを楽しんだ

後、暗くなってからは星空を楽しんでもらいたいということでした。カップルが行ってみたいと思うロマンチックなデートスポットになれば来場者数はふえ、滞在時間も延び、宿泊者の増加にもつながると考えます。

「輝く銀河の道」とは私の命名ですけれども、夜間になるときらきらと光る遊歩道のことで、北海道の稚内公園や神戸市の摩耶山、北九州市の皿倉山など夜景の有名なスポットに設置されています。蓄光素材といって日中の光を蓄え、暗くなってから発光する素材を遊歩道の路面に埋め込んで舗装しているようです。夜になると遊歩道がまさしく銀河のように輝きます。旅行業界の方によると、宿泊客をふやすには夜と朝のアトラクションを用意して宿泊が必要な状態をつくり出すことだそうです。輝く銀河の道ならば花の咲く時期以外にも園に足を運んでもらえる理由が生まれます。

遊歩道の改修工事にはそれなりの費用がかかると思いますので、まずは一部区域だけを施工し、その効果のほどを見きわめてから全面的な改修に踏み切る二段構えの方法ではどうかと私は思います。ラベンダーと星空という既にある自然の観光資源に輝く銀河の道を加えることで天と地に星が輝く、近隣市町村にはない魅力的なデートスポットができ上がります。輝く銀河の道を整備することの是非について、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

近年の旅行形態は、日本人観光客及び外国人観光客を問わず、従来のモノ消費型からコト消費型へ大きくシフトし、団体での旅行が減少するとともに個人や小グループでの旅行が増加、地域にある独自の資源を体験するニューツーリズムが成長かつ成熟してきております。

このような傾向や情勢の変化、とりわけこれまで本町では十分でなかったニューツーリズムへのニーズに応え、ことし3月に策定しました観光振興計画では滞在時間の短い通過型観光から体験型・滞在型観光へのシフトを目指し、新たな観光振興施策を展開することとしております。

さて、美郷町ラベンダー園の魅力アップのために夜の園内の遊歩道を整備してはいかかとの提案ですが、体験型・滞在型観光にシフトし、町内での観光客の滞在時間を長くするためには町内宿泊施設に泊まってもらうということが大切になります。そのきっかけとしては、新たに整備する体験型メニューと既存の地域資源を結びつけることで滞在時間を延ばすことのほか、昼と夜の時間軸をつなげることで滞在時間を延ばす視点も大変に大切なことと存じます。その視点に関しては、観光振興計画の中に七滝山エリアを活用した星空観賞体験の企画などを例示しておりま

すが、まさに議員ご提案の夜のアトラクションと同じ視点と存じます。

なお、平成29年度には夜のラベンダー園の幻想的な風景と雰囲気を楽しんでもらうことを目的にライトアップを実施しておりますが、当日はご家族連れやカップルなど約500名の方がご来場、好評をいただいております。

町では観光振興計画推進のため6月下旬に地域資源活用協議会を立ち上げ、今年度は地域資源の観光資源化と活用・連携について検討を行っていく予定で、その中では既存の地域資源のブラッシュアップや隠れた地域資源の発掘、それらを結びつけて新たな価値を見出していくこととしております。このたびご提案のあったラベンダー園の遊歩道整備については、とても魅力あるアイデアと存じますので、ライトアップの実績を踏まえるとともに費用対効果や支障の有無などを含む実現可能性など幅広く協議会の中で議論していただくようにしてまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（澁谷俊二君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）3番、鈴木正洋君の再質問を許可いたします。

○3番（鈴木正洋君） きのう、県議会のほうで一般質問が行われたようですけども、一人の議員の方が観光地のライトアップなどナイトタイムエコノミー、夜間の経済活動を進めるべきだという質問に対して佐竹知事が、市町村や民間業者と連携し、「夜」を切り口としたコンテンツの掘り起こしに取り組むというふうな回答を佐竹知事がしております。その七滝山のライトアップ等いろいろ美郷町も夜の観光資源を磨き上げて、ぜひともそういう県と連携して、このコンテンツを売り出していってもらいたいと思います。そのラベンダー園のライトアップ、加えて輝くきらきらと光る道のほうも、ぜひご検討いただきたいものだなと思っております。以上です。

○議長（澁谷俊二君） 答弁必要ですか。（「必要ありません」の声あり）

これで、3番、鈴木正洋君の一般質問を終わります。

---

### ◎散会の宣告

○議長（澁谷俊二君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

14日午前10時本会議を再開します。

ご苦労さまでした。

（午前11時17分）